

理科観察実験支援事業実施要領

平成25年7月10日
初等中等教育局長決定
一部改正 平成28年3月24日

理科教育設備整備費等補助金交付要綱の規定に基づき、理科観察実験支援事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業の趣旨

小学校（義務教育学校の前期課程を含む）及び中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）並びに特別支援学校の小学部及び中学部（以下、小学校・中学校等という。）における理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整等を行う補助員として、観察実験アシスタント（PASEO: Preparation Assistant for Scientific Experiments and Observations）を配置する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、小学校・中学校等を設置している地方公共団体又は学校法人（以下、設置者という。）とする。

3 観察実験アシスタント

（1）定義

大学（院）生、退職教員、研究機関・企業等の研究者・技術者（退職者を含む）、地域人材などのうち、（2）の職務に堪えうると設置者が認めて雇用又は委嘱する者とする。

（2）職務の内容

本事業では、小学校・中学校等における理科の観察・実験活動の充実を図るため、設置者及び配置された学校の指示の下、観察実験アシスタントは次の内容について支援を実施することとし、①及び②については必須とする。なお、観察実験アシスタントは教員ではないので、児童生徒に対し、教員に代わって教科の教育を施すものではないので注意すること。

①理科室及び理科準備室などの理科教育に使用する特別教室（以下、理科室等という。）の環境整備

②理科の観察・実験活動に係る準備、調整、片付け

（例）

- ・観察・実験活動に使用する設備等の準備、調整、片付け
- ・観察・実験活動に使用する試薬等の調整、調合

③その他、理科の観察・実験活動の充実に資すること

④観察実験アシスタントの配置調整、職務能率や安全の確保等のための情報交換、会議等への参加

4 事業計画書の提出

この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書（理科教育設備整備費等補助金交付要綱 様式第1）を大臣に提出しなければならない。

市町村及び学校法人の交付申請書の提出については、市町村にあっては都道府県教育委員会、学校法人にあっては都道府県知事に送付するものとし、都道府県教育委員会及び都道府県知事は、受領した日から起算して30日以内に交付申請書に交付申請額一覧（理科教育設備整備費等補助金交付要綱 様式第2）を添えて提出するものとする。

5 実績報告書の提出

補助事業を完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（理科教育設備整備費等補助金交付要綱 様式第7）を補助事業の完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに大臣等に提出しなければならない。

市町村及び学校法人の実績報告書の提出については、市町村にあっては都道府県教育委員会、学校法人にあっては都道府県知事に送付するものとし、都道府県教育委員会及び都道府県知事は、提出するものとする。

6 費用

（1）補助対象経費

国は、上記2から5の要件を満たす設置者が実施する事業に対し、予算の範囲内において事業費の1／3を補助するものとする。

（2）補助対象経費の取り扱い

理科観察実験支援事業に係る補助対象経費の取り扱いについては、以下のとおりとする。取り扱いに際しては、設置者が持つ他の経費と紛れることのないようにすること。なお、本事業においては、ポイントの取得等による個人の特典は行わないものとする。

- ・報酬（賃金、謝金）
- ・交通費
- ・保険料
- ・消耗品費（白衣、防護めがね等）
- ・会議費
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費

※上記補助対象経費は、観察実験アシスタント及びその付随する経費とする。

7 第三者への委託について

業務の一部若しくはすべてを、第三者に委託することは認めない。

附則（平成28年3月24日一部改正）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。